様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年12月 8日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）まるえす  一般事業主の氏名又は名称 株式会社マルエス  （ふりがな）たなか　としろう  （法人の場合）代表者の氏名 田中　稔朗  住所　〒599-8266  大阪府 堺市中区 毛穴町８６番１  法人番号　7120101007090  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　マルエスの取り組み | | 公表日 | ①　2023年12月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ マルエスの取り組み  　https://www.maruesu-web.co.jp/activitie/  　■DX化を見据えた社内ネットワークの構築 | | 記載内容抜粋 | ①　マルエスグループ全体でＤＸ化について２０２５年以降を見据えて、10年間かけて原材料・半製品・製品一元管理システムとしてのバーコード生産システムに取り組んできました。少しずつ機材を増やし、ＤＸ化に向けて対応していきます。    新型コロナウイルス対策としての取り組み  ＤＸ化を見据えた社内ネットワークの構築  安心.安全への取り組み  社内原価管理システム構築  環境への取り組み  企業PR活動  展示会出店（国内）（海外） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2023年3月31日の取締役会にて「マルエスの取り組み」の内容が承認されています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　マルエスの取り組み  ②　ＤＸ化を見据えた社内ネットワークの構築  ③　DX化を見据えた製造新進捗管理  ④　DX化を見据えた社内ネットワークカメラ  ⑤　当社のDXにおける取り組み | | 公表日 | ①　2023年12月 1日  ②　2023年12月 1日  ③　2023年12月 1日  ④　2023年12月 1日  ⑤　2023年12月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ マルエスの取り組み  　https://www.maruesu-web.co.jp/activitie/  　当社ホームページ トップ ＞ マルエスの取り組み  「株式会社マルエスホームページ」内  「マルエスの取り組み」内  ・「社内ネットワーク」  ・「製造新進捗管理」  ・「社内ネットワークカメラ」  ②　当社ホームページ トップ ＞ マルエスの取り組み ＞ ＤＸ化を見据えた社内ネットワークの構築  　https://www.maruesu-web.co.jp/activitie/dx.html  　当社ホームページ トップ ＞ マルエスの取り組み  「株式会社マルエスホームページ」内  「マルエスの取り組み」内  「DX化を見据えた社内ネットワークの構築」  ③　トップページ＞マルエスの取り組み＞DX化を見据えた製造新進捗管理  　https://www.maruesu-web.co.jp/activitie/dx2.html  　当社ホームページ トップ ＞ マルエスの取り組み  「株式会社マルエスホームページ」内  「マルエスの取り組み」内  「DX化を見据えた製造新進捗管理」  ④　トップページ＞マルエスの取り組み＞DX化を見据えた社内ネットワークカメラ  　https://www.maruesu-web.co.jp/activitie/dx3.html  　当社ホームページ トップ ＞ マルエスの取り組み  「株式会社マルエスホームページ」内  「マルエスの取り組み」内  「DX化を見据えた社内ネットワークカメラ」  ⑤　トップページ＞マルエスの取り組み＞当社のDXにおける取り組み  　https://www.maruesu-web.co.jp/activitie/dx4.html | | 記載内容抜粋 | ①　・マルエスの取り組み  ＤＸ化を見据えた社内ネットワークの構築  マルエスグループ全体でＤＸ化について２０２５年以降を見据えて、10年間かけて原材料・半製品・製品一元管理システムとしてのバーコード生産システムに取り組んでいる。  ■ＤＸ化を見据えた社内ネットワークの全体概要  ■ＤＸ化を見据えた製造新進捗管理・全体概要図  ■ＤＸ化を見据えた社内ネットワークカメラ・全体概要図  ②　全体概要図  ＤＸ化を見据えた原材料・半製品・製品一元管理システム  「仕入先」「当社」「得意先」間での下記工程について、基幹システム導入前後の流れの変化。  ③　ＤＸ化を見据えた製造新進捗管理・全体概要図  製造進捗状況をリアルタイムに大型ディスプレイで「見える化」  基幹システムと製造進捗管理システムを連携させることで、製造支持・製造実績の管理がDX化され、大型ディスプレイで見える化される。  ④　ＤＸ化を見据えた社内ネットワークカメラ・全体概要図  拠点間相互モニターによる情報共有化  「本社」「東京営業所」「テクノステージ第２工場」「中部営業所」をインターネットVPNで連携することで、情報を共有化。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2023年3月31日の取締役会にて「マルエスの取り組み」の内容が承認されています。  ②　2023年3月31日の取締役会にて「DX化を見据えた社内ネットワークの構築」の内容が承認されています。  ③　2023年3月31日の取締役会にて「DX化を見据えた製造新進捗管理」の内容が承認されています。  ④　2023年3月31日の取締役会にて「DX化を見据えた社内ネットワークカメラ」の内容が承認されています。  ⑤　2023年3月31日の取締役会にて「当社のDXにおける取り組み」の内容が承認されています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ⑤　当社のDXにおける取り組み  　「株式会社マルエスホームページ」内  「マルエスの取り組み」内  「当社のDXにおける取り組み」  ・DX推進体制、DX人材育成 | | 記載内容抜粋 | ⑤　・DX 推進体制  当社は、以下の組織により DX の推進を強化していきます。DX 推進チーム（各部門から人材を結集した委員会組織）  ・DX 人材育成  デジタル技術を活用し、業務改善を⾏うことができる人材を社内で育成するため、定期的 に社内教育を実施します。  (1)外部講師を招き、DXに関する講習を定期的に⾏い社長と DX 推進チームが中心に参加する。学んだ内容から DXに関する課題を全従業員に向けて設定し社長が取り組み状況を評価することで DX推進の共通認識をもつ人材を創出する。  (2)課題を通して各部署で業務の自動化、ITスキル向上を⾏う。  (3)システム利用者の育成 ・マニュアルの整備、社内勉強会により、業務システム活用のスキルアップをする ・iPad、ハンディターミナル等の IT 機器の適切な取り扱いを学び IT リテラシーを身に着ける。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ⑤　当社のDXにおける取り組み  　「株式会社マルエスホームページ」内  「マルエスの取り組み」内  「当社のDXにおける取り組み」  ・DX推進指標 | | 記載内容抜粋 | ⑤　DX推進指標  当社は年間100～300万のDX推進に関する費用を投資し、基幹システムの新クラウドシステムへの移行、原材料・半製品・製品一元管理システムとしてのバーコード生産システムの導入、DX人材の育成等のDX推進にDX推進チームを中心に取り組んで参ります。  (1) 基幹システムの新クラウドシステムへの移行  2027 年 7 月までに基幹システム 受発注管理・販売管理・生産管理・配送管理・在庫管理を新クラウドシステムへ移行する  (2) バーコード生産システムの導入  新基幹システムの導入に合わせ、2026年9⽉までに原材料・半製品・製品一元管理システムとしてのバーコード生産システムを導入する  (3) 業務システム向上のための人材育成  2027 年 7 月までに 10 名の人材を育成する |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　ＤＸ化を見据えた社内ネットワークの構築 | | 公表日 | ①　2023年12月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ マルエスの取り組み ＞ ＤＸ化を見据えた社内ネットワークの構築  　https://www.maruesu-web.co.jp/activitie/dx.html  　■全体概要図（DX化を見据えた原材料・半製品・製品一元管理システム）  　・運用ハードウェア端末 | | 記載内容抜粋 | ①　以下の運用ハードウェア端末を導入。  ・～2019年  　ハンディターミナル 15台  　iPhone　40台  ・2020～2022年  　Surface Pro 12台  　iPad 20台  　iPhone 25台  ・2023年～  　ハンディターミナル 30台 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2023年12月 1日 | | 発信方法 | ①　当社のDXにおける取り組み  　トップページ＞マルエスの取り組み＞当社のDXにおける取り組み  　https://www.maruesu-web.co.jp/activitie/dx4.html  　「株式会社マルエスホームページ」内  「マルエスの取り組み」内  「当社のDXにおける取り組み」  ・トップメッセージ | | 発信内容 | ①　当社は IT 化を推し進め、担当者が手書きで作成し管理していた製造情報や出荷予定、試験結果をデジタル化し自動で各情報を連携できるようにする事で製造業務改善と残業削減等の働き方改革を達成してまいりました。しかし、近年の人手不足をはじめ、円安や原材料高騰の影響など経営に大きな打撃を与える課題を解決し、現場の期待効果に応えるためには、一刻も早いDX導入の決断が迫られていると考えております。よって、当社はさらに DX を加速させ、進化し続けて参ります。  既存システムを新しいクラウド型システムへ移⾏するなどして、各部署でのデータを全社で共有、見える化し、業務改善のスピードの向上を目指し、また製品の使用状況・環境を分析し、顧客ニーズを把握することで、新たな製品・サービスを開発し、顧客満足度の向上を目指します。また、原材料・半製品・製品一元管理システムとしてのバーコード生産システムを導入することで、適確な原材料の発注・管理や適正な在庫管理を実現し、フードロスの削減や高騰する原材料対策にも寄与していきます。また、AIを搭載したロボット導入による、人員削減・人的ミスの削減や、これまでの紙を媒体とした記録・保管方法を、ペーパーレス化を進めることでコスト削減につなげていきます。  そのためにこの「当社の DX における取り組み」を定め、社内外の皆様に公表するとともに⽇々実践してまいります。    2023 年 12⽉1⽇    株式会社マルエス  代表取締役社長  田中 稔朗 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 5月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。